

24年1月号(広告)
2012年1月1日発行
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第 56 号
発行担当者: 山本武史

2012年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

税理士 経営学修士 (MBA) 三宅孝治

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

皆様、2011年は、どのような年でしたでしょうか? 昨年は、地震や台風による水害など、自然災害の多い年でした。「想定外」「予想を超える」などの言葉が、多く聞かれ、皆様の経営環境にも大きな影響があったのではないかと考えられます。しかし、何が起きても「想定内」と言えるように経営環境を整えることの重要性を教えられたようにも思います。日本では戦後の高度成長期にも、様々な事について乗り越えてきましたが、リーマンショック後の大地震・国内外の水害・海外の金融不安・円高など、現在、一度に押し寄せてきて荒波の中を航海しているともいえるでしょう。私たちは、このような環境の中でも、お客様が、安心して経営をして頂けるよう、全力でご支援申し上げます。経営者の方は、深く考え抜き、次の手を早く打たれる事が求められますので、弊事務所にて毎月開催させて頂いています、利益計画書作成セミナー (Vision) をどうかご利用ください。私たちは、お客様と共に激動の時代を乗り越えてゆく覚悟でございます。

お客様にとって、本年が良い年になりますように....

健康第一! 歳を重ねるとは、人間力を大きくしていくこと。けれど、それを得るためには、体力をその代償とするのでしょうか。まだまだ、素敵な大人にはなれません。そこで... 今年も、健康に気をつけて頑張りますので、変わらないご指導のほど宜しくお願いいたします。 岡本清美

今年辰年。辰は「動いても伸びる」「整う」の意味で草木が盛んに成長し、形が整った状態を表すそうです。辰年生まれのも成長する一年にしてゆきたいと思ひます。 三宅佐知子

昨年1年は、公私共に大変な事がたくさんありました。周りの方々に助けられ今があると、感謝しています。自分も誰かの為になれるよう、日々を大切にしたいと思ひます。今年も宜しくお願い致します。 吉原美保子

昨年の初めに、年男としてこれからの自分をしっかりと考えるつもりでしたが、あっという間に過ぎてしまった一年でした。30代後半となり、四十にして「惑わぬ」よう、今年すべき事をしっかりと行って、一年を大切に過ごしていきたいと思います。本年もどうぞ宜しくお願い致します。 山本武史

昨年の私と、来年の私。これを書かせて頂いている今年の私が、しっかり繋ぐことが出来るように、一日を大切に。本年もお客様のお役に立てますよう、精進いたします。よろしくご指導のほど、お願ひ申し上げます。 田村和輝



「時間」や「1日」という積み重ねを大事にし、24年を振り返った時には悔いのない「良い1年でした」と言えるようなそんな1年にしていきたいです。「何年目?」と聞かれるような年齢にはなってきましたが、まだまだ未熟ですのでご指導、よろしくお願ひ致します。 高木麻衣

今年26歳を迎えます。10代の頃は、26歳の自分はもっと大人でワイルドな男性を予想していましたが、いつの間にか予想とは大きく外れいまや草食系男子。20代後半戦、若いうちにしかできないことにどんどんチャレンジし、仕事もプライベートも充実した年になりますよう1年を思いっきり楽しもうと思ひます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。 鳥越俊佑

事務所に入ってからちょうど1年、あまりに早く時間が経過した1年となりました。今年健康に気を付けながら、実り多き年になるよう、努力して参りたいと思ひます。年齢とは反してまだまだ未熟でございますので、ご指導の程、宜しくお願い致します。 山崎亜紀

昨年は、私にとって大きく変わった年でした。時が経つのが早く、毎日がとても充実していました。少しでも成長できたのでしょうか... 本年は、二十歳を迎えますので、色々な面でもっと成長できるよう頑張ります。そして、昨年より充実した年にしたいと思ひます。本年もよろしくお願ひ致します。 清水麻美

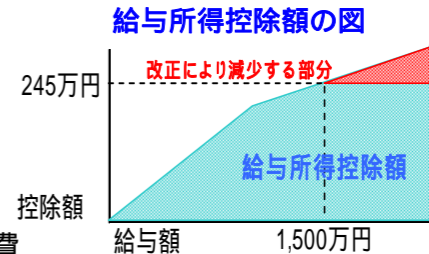
源泉所得税預かりについての注意事項
平成23年分の年末調整の計算をさせて頂く中で、給与を支給する際に預る源泉所得税について、年少扶養親族を扶養親族等の数に含めて算出し預られていた為、年末調整の計算時に不足額が発生した事例を多く見かけました。平成24年分の所得税の計算においては、平成9年1月2日以降に出生した者については、年少扶養親族となり、扶養控除の対象とはなりませんので、毎月の源泉所得税の算出の際にお気を付けください。

平成24年度税制改正大綱

昨年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱について、主なものの概要となります。

1. 個人所得課税

(1) 給与所得控除に上限が設定されます。(給与収入1,500万円超は一律245万円)



特定支出控除の計算例

Table with 2 columns: Item and Amount. Items include: 給与所得控除 (93万円), 1/2額 (46.5万円), 取得費用 (50万円), 加算額 (3.5万円), 特定支出加算後 (96.5万円). Example text: 例) 年収250万円の税理士事務所職員が税理士資格取得費用50万円を支払った場合

(2) 特定支出控除について、範囲の拡大を行い給与所得者の実額控除の機会を拡大。職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費

職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費(勤務必要経費)ただし、その年中に支出した勤務必要経費の金額の合計額が65万円を超える場合には、65万円が限度

(3) 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

その年中の特定支出の額の合計額が、次の区分に応じそれぞれの金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除に加算することが出来ることとなります。

その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合、その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には125万円

(4) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

Table with 2 columns: Item and Formula. Items include: 退職所得金額 (Current: (Income - Retirement Tax Exemption) x 1/2, Revised: (Income - Retirement Tax Exemption) for targets), 注) (1)~(3)については平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税から、(4)については平成25年分以後の所得税について、個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用します。

2. 法人課税

大きな改正項目はございませんでしたが、以前の税制を延長するもので、主なものは次の通りです。

(1) 交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長します

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します。(所得税[個人事業主で青色申告の方]についても同様とします)

(3) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を2年延長します。(中小企業者等については欠損金の繰戻しによる還付の適用が継続されます)

3. 資産課税

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、右表のとおりとなります。適用期限を平成26年12月31日までとし、適用対象となる住宅家屋の床面積を、東日本大震災の被災者を除き240㎡以下とします。

Table with 3 columns: 取得年 (24年中, 25年中, 26年中) and 2 rows of conditions. Row 1: 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋を取得した場合 (1,500万円, 1,200万円, 1,000万円). Row 2: 上記以外の場合 (1,000万円, 700万円, 500万円). A red box highlights the 1,500万円 limit for the first row.

注) 上記改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長します。

<1月のカレンダー>

Calendar table for January with columns for date, day of week, and tax-related events. Events include: 10 火 *源泉所得税(12月分)の納付期限, 19 木 *利益計画書作成セミナー: Vision, 20 金 *源泉所得税(7~12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者), 31 火 *11月決算法人の確定申告期限: 納付期限, *12月分の社会保険料の納付期限, *5月決算法人の中間申告: 納付期限, *消費税(4期)の納付期限, (年税額400万円超の2・5・8月決算法人), *源泉徴収票の交付及び提出期限, *法定調書の提出期限, *給与支払報告書の提出期限, *固定資産税の償却資産申告書の提出期限, *個人住民税第4期分の納付期限

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー 『Vision』の日程は次の通りとなっております。本年最初の開催日は1月19日となっております。この機会に法人の方も個人事業主の方も、今年一年の計画を立てる良い場となると思いますので、今まで参加された事のない方!!ぜひお気軽にご参加下さい。

Table with 3 columns: 開催日 (Date), 対象者 (Target Audience), 申込期限 (Application Deadline). Dates include 1月19日 (木), 2月9日 (木), 3月22日 (木). Target audiences include 11・12・1・2月決算法人様・個人事業主様, 12・1・2・3月決算法人様・個人事業主様, 1・2・3・4月決算法人様・個人事業主様. Deadlines include 1月13日 (金), 2月3日 (金), 3月16日 (金).